

日本政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(日本入国時の水際措置の変更(4月29日以降))

2023年5月2日  
在ギリシャ日本国大使館

1 4月28日、日本政府は新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の変更について公表し、4月29日以降、全ての日本入国者について、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチン接種証明書(3回)」のいずれの提出も不要となりました。(元々は5月8日(月)から変更される予定でしたが、今般4月29日(土)に前倒しされました。)

2 これに伴い、4月29日以降、「Visit Japan Web」における「検疫手続(ファストトラック)」の機能は終了しましたので、ファストトラックの事前登録は不要です。「Visit Japan Web」の「入国審査」(外国人の方用)及び「税関申告」の機能は引き続き利用が可能です。

3 なお、5月8日(月)午前0時(日本時間)までは、発熱・咳などの有症状の入国者の方については、入国時の検査及び陽性判明時の施設等での療養が引き続き実施されます。また、5月8日(月)午前0時(日本時間)以降は、新たな感染症の流入を平時においても監視するための「感染症ゲノムサーベイランス」が開始されます(発熱・咳などの有症状者に対して、任意でゲノム解析を実施するもの)。

4 本件詳細につきましては、以下のホームページをご確認ください。

■厚生労働省ホームページ

○日本の水際対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

■Visit Japan Web(入国手続オンラインサービス)のページ

<https://vjwt-lp.digital.go.jp/ja/>

■外務省ホームページ

○【広域情報】今後の水際措置について(2023年4月29日以降順次適用)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2023C022.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C022.html)

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)